



電動キックボードってなあーに??

令和5年7月1日から、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の交通方法等に関する新たな規定が施行されます。これにより、性能上の最高速度が自転車と同程度であるなどの一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、**走行場所が自転車と同様となるなどの新たな交通ルール**が適用されることとなりました。新たなルールを正しく理解し、遵守して利用しましょう。

	原動機付自転車		
	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車*	一般原動機付自転車
最高速度表示灯	緑色：点灯	緑色：点滅	なし
最高速度	20km/h以下	6km/h以下	30km/h以下
定格出力	0.60kw以下		
長さ	190cm以下		
幅	60cm以下		
高さ	一		
運転免許	不要（16歳未満は運転禁止）	原付免許以上の運転免許	
ヘルメット	努力義務	義務	
自賠責保険	義務		義務

*2023年7月までに製造された最高速度表示灯を装備しない特定小型原動機付自転車を含む。

最高速度表示灯を装備しない特定小型原動機付自転車については、2024年12月23日までは特定小型原動機付自転車として適用。

16歳未満は運転できません！
車体の大きさ等の基準やルールを正しく理解して運転しましょう。また、乗る時はヘルメットをしっかり着用して、大切な命を守りましょう！
電動キックボードも乗れば車の仲間入り！



県PRキャラクター
かながわキンタロウ

ヘルメットを着用しましょう

令和5年4月末現在で、県内では35名の尊い命が交通事故によって失われています。このうち、2名はヘルメット**非着用**の子どもでした。改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されています。自分の身の安全を守るためにも、必ずヘルメットを着用しましょう。

JAF（日本自動車連盟）による
自転車事故検証動画【YouTube】



ヘルメット非着用時の致死率は、着用時の**約3倍！**

STOP! 特殊詐欺!

絵本作品募集! 「特殊詐欺と絆」

【募集期間】
令和5年4月1日～8月31日

令和5年4月末

特殊詐欺

認知件数 694件 前年同期比+178件
被害額 約13億8,400万円 前年同期比+約3億8,000万円

県では、「特殊詐欺と絆」をテーマに、被害が後を絶たない特殊詐欺に遭わないように、大切な人と一緒に読みたいと思えるような内容の、小学校低学年向けの絵本作品を募集しています。

最優秀作品に選出された絵本については、令和6年度中に印刷製本し、県内の小学校すべての新入生等に配布する予定です。

プロ・アマなどの参加資格、サイズ・画材・技法などの規格に指定はありません！詳しくはこちら！▶▶



かながわ性犯罪・性暴力被害者 ワンストップ支援センター

「かならいん」は、あなたと一緒に考えます

性被害にあられた方やそのご家族などからのご相談をお受けします
どなたでも（性別等は問いません）

24時間／365日

☎#8891 全国共通番号／通話料無料
(NTTひかり電話からは0120-8891-77)

または

☎045-322-7379

男性及びLGBTs被害者のための
専門相談ダイヤル

性被害にあられた男性やLGBTsの方のご相談を専門相談員がお受けします

毎週火曜日 16時～20時
(祝休日、年末年始は除きます)

☎045-548-5666

SNSで相談

「かならいん」は
「Cure time」
(内閣府)と連携しています



「かならいん」についてはこちら▶▶

AV出演被害に
関するご相談も
お受けします

